

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十二条の七（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（次項に掲げるものを除く。）の維持管理上の技術上の基準は、第四条の五第一項第二号（同号ハ及びナからケまでを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 燃え殻を令第六条の五第一項第三号チ又は同号リ(2)の環境省令で定める基準に適合させること。</p> <p>ロ 排気口又は排気筒から排出される排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ハ 処理に伴い生じた排水を放流する場合には、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有</p>	<p>第十二条の七（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（次項に掲げるものを除く。）の維持管理上の技術上の基準は、第四条の五第一項第二号（同号ハ及びナからケまでを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、燃え殻を令第六条の五第一項第三号チ又は同号リ(2)に掲げる環境省令で定める基準に適合させること。</p>

量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

三 (略)

6～16 (略)

(記録する事項)

第十二条の七の三 法第十五条の二の三において準用する法第八条の四の規定による環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。） 次に掲げる事項
イ～ハ (略)

二 第十二条の七第五項の規定によりその例によることとされた第四条の五第一項第二号カの規定による測定（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、第十二条の七第五項第二号ロ及びハの規定による測定を含む。）に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定に係る排ガス（令第七条第十二号に掲げる施設に係る第十二条の七第五項第二号ロ及びハの規定による測定の場合にあつては、試料とする。以下この号において同じ。）を採取した位置

(2)～(4) (略)

二～三の二 (略)

三 (略)

6～16 (略)

(記録する事項)

第十二条の七の三 法第十五条の二の三において準用する法第八条の四の規定による環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。） 次に掲げる事項
イ～ハ (略)

二 第十二条の七第五項の規定によりその例によることとされた第四条の五第一項第二号カの規定による測定に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置

(2)～(4) (略)

二～三の二 (略)

四 令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 第十二条の七第十四項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、ニ及びホ(2)並びに第六号ニ、第十五項第二号ニ、第三号ニ、第四号ニ並びに第五号ニ及びホ並びに第十六項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) (3) (略)

ハ 第十二条の七第十四項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ及びブル、第五号へ並びに第六号へ及びワ、第十五項第二号へ、第三号へ及びワ、第四号又並びに第五号ト及びワ、第十六項第二号の規定によりその例によることとされた第十四項第三号ホ並びに第十六項第三号へ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) (4) (略)

ニ・ホ (略)

五〇七 (略)

四 令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 第十二条の七第十四項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、ニ及びホ(2)並びに第六号ニ並びに第十五項第二号ニ、第三号ニ、第四号ニ、第五号ニ及びホ並びに第十六項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) (3) (略)

ハ 第十二条の七第十四項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ及びブル、第五号へ、第六号へ及びワ並びに第十五項第二号へ、第三号へ及びワ、第四号又、第五号ト及びワ並びに第十六項第二号の規定によりその例によることとされた第十四項第三号ホ並びに第十六項第三号へ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) (4) (略)

ニ・ホ (略)

五〇七 (略)